

規制シート(様式)

150194801320002

平成28年12月20日

規制の名称	発行しようとする教科書の書目の届出及び教科書の定価の認可等	所管府省	文部科学省
根拠法令等	教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	初等中等教育局教科書課長 望月 禎
規制目的	教科書の発行を迅速確実にし、適正な教科書の価格を確保することにより、児童生徒に対する教科書の安定供給を図ること。		
規制内容の概要	教科書を発行しようとする者は、発行しようとする教科書の書目について、文部科学大臣への届出が必要。 教科書の定価については、文部科学大臣の認可が必要。 文部科学大臣が指定した教科書以外の教授用図書を発行しようとする者は、発行しようとする教科書以外の教授用図書の書目について、文部科学大臣への届出が必要。 文部科学大臣が指定した教科書以外の教授用図書の定価については、文部科学大臣の認可が必要。	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	-	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	発行しようとする教科書の書目の届出については、教科書の採択権者に対してどのような教科書が発行されるかを周知するために事前に把握する必要があること、教科書の定価認可については、教科書は使用義務が課せられた、極めて公共性が高い出版物であり、教科書使用者の過大な負担を避けるとともに、民間の教科書発行事業が安定的継続的に行われ、より良い教科書が発行できる定価を適正に定めるために必要な制度であるため。 また、現在、文部科学大臣が指定した教科書以外の教授用図書はないが、教科書と同様に教授用図書の確実かつ安定した供給のために必要な制度であるため。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	平成33年度		